

## 養子

### 合意で親子関係発生

養親子関係は人為的につくられる親子関係で縁組によって発生します。民法上、縁組は戸籍法の定めるところにより届け出ることによって効力を生ずるとされます（民法 799 条・739 条）。

縁組の合意は、身分上の行為ですから、本人の意思決定に基づいてのみ有効に成立し、他人が代わって意思決定することは許されません。その重大な例外は、養子となる者が 15 歳未満のときに法定代理人が代わって縁組を承諾できるとされていることです（同 797 条①）。これを代諾養子といいます。

養親となる者は成年に達していることが必要です（同 792 条）。養子となる者が養親となる者より年長者であってはならず、またその尊属であってはなりません（同 793 条）。

後見人が未成年被後見人及び成年被後見人を養子とするには家庭裁判所の許可を得なければなりません（同 794 条）。

未成年者を養子とするには、養子となる者が 15 歳未満であって法定代理人の代諾で承諾する場合にも、15 歳以上であって自ら単独で縁組する場合にも、家庭裁判所の許可を得なければなりません。ただし、自己または配偶者の直系卑属を養子とする場合には許可を要しません（同 798 条）。

配偶者のある者が未成年者を養子とするには、配偶者と共同でなければなりません。ただし、配偶者の嫡出である子を養子とする場合または配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでないとされています（同 795 条）。

縁組が有効に成立すると、養子は縁組の日から養親の嫡出子としての身分を取得し（同 809 条）、養子と養親の血族との間においても、自然の血族関係における同じ親族関係が生じます（同 727 条）。養親の父母とは祖父母・孫の関係、養親の子とは兄弟姉妹の関係になります。

他方、養親及びその血族と養子の血族（たとえば実父母）の間には、何の親族関係も生じません。

したがって、縁組後に養子に子が生まれると、その子と養親およびその血族の間には血族関係が生ずることになりますが、縁組前に生まれていた養子の子は養親の孫とはなりません。

縁組後も養子と実親およびその親族との関係はそのまま存続し、養子は二面の親族関係に立つこととなります。

